

令和5年10月から「電子契約サービス」を開始します

令和5年8月 新潟県

新潟県では、本年10月1日から「電子契約サービス」の運用を開始します。
ご利用は事業者様の任意ですが、契約のデジタル化により、業務効率化や経費の削減にもつながる一方で、サービス利用にともないご負担いただく費用も一切ありません。
県内産業のデジタル化に向け、幅広く事業者の皆様方からご利用いただくようお願いします。

電子契約とは…

紙に印鑑を押印するのではなく、インターネット上にアップロードした契約書の電子データに「電子署名」を行うことにより締結する契約です。

電子契約サービスの利用により、事業者様には次のメリットがあります。

- ① 業務効率化：印刷・捺印・郵送などが不要
- ② コスト削減：印紙代*・郵送費が不要
- ③ 働き方改革：リモートワークでの契約手続きが可能

※請負契約等の契約書を書面で作成した場合に課税



■ ご利用の流れ ~わずか3ステップで契約書の合意締結が完了します~

○県からの受注が決定

(県の担当者から、電子契約サービスのご利用についてお尋ねします。)

①「電子契約利用同意書(所定様式)」を作成し、電子メールにより県の担当者に提出



②電子契約サービス(クラウドサイン)から届く「契約書の確認依頼メール」に記載のURLからサービスに接続



③ブラウザ上で契約書の内容を確認し、問題がなければ「同意して確認完了」ボタンをクリック
(契約締結が完了し、電子メールで電子署名が付与された契約書のPDFデータが届きます。)

お問い合わせ

新潟県出納局管理課 企画・支援班 まで

TEL 025-280-5483 / E-mail ngt190010@pref.niigata.lg.jp